

平成16年度河川保全利用委員会活動のまとめ

H17.6.24第5回委員会  
資料 - 2

大項目	検討項目	審議で決定した事項	継続して検討をする事項	第5回以降の審議内容	補足説明	
会議の運営	本委員会の審議対象について	占用の更新、新規分を対象とする。強制力はないが管理区域外も含めて検討する。			第1回委員会で確認	
	出席者メンバーについて	滋賀県のメンバーには、声をかけているが、滋賀県で議論の方向性を見極めてどの部門が出るかを含めて見合わせている状況である。	必要な時期に再度、滋賀県に声をかけることにする。		第2回、第4回委員会で確認	
	傍聴要領について	傍聴要領(改訂案)概要 ・傍聴の手続きは3日前までの事前申し込みとする。委員会開催前日までに受付確認のため、申し込み時に登録の連絡先に連絡する。 ・傍聴希望者が定員を超えた場合には、先着順とする。 ・団体等多人数で傍聴を申し込まれた場合、団体の傍聴人数を制限する場合がある。 ・傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って委員会の会場へ入場し、所定の場所に着席する。 ・委員会の傍聴に際しては議長の指示に従い、審議の妨げにならないようにする。 ・議長が必要と認めるときは傍聴者の発言の機会を設ける。 ・その他、上記以外に関する場合は、議長の判断とする。		保全利用ホームページに「傍聴要領」を掲載することを考え、配布資料として内容を確認する。	第4回委員会で「傍聴要領(改訂案)」を審議。傍聴要領の概要は、第4回委員会ニュースで公表済み。	
記録の扱い	議事録等の取扱いについて	議事録等の取扱いについて ・生記録(速記録)を「議事録」とし、「議事録」は、各委員の発言確認後、保存する。 ・「議事録」は、閲覧希望があれば公開する。 ・上記議事録を要約したものを「議事骨子」とする。 ・「議事骨子」は次回委員会にて確認・了承後、ホームページにて公表する。 議事骨子の委員への事前送付 ・欠席者を含めて事前送付をして目を通してもらい、意見を出してもらう。		・今後は、「議事録」と「議事骨子」で運用する。第4回議事骨子は、委員各位に事前送付済み。	第4回委員会で「議事録等の取扱い」を確認。概要は、第4回委員会ニュースで公表済み。	
	現地調査記録(第3回)の扱い	第3回の現地調査は、調査後の感想会で貴重な意見もあり記録として残すが、委員会を開いて実施したものではないので、出席者の感想記録の扱いで処理する。			第3回実施の現地調査と懇談会(感想会)の扱いを第4回で確認済み。	
基本理念並びにガイドラインの検討(1)	河川管理者からの説明	基本理念を誰でも分かるように具体化したものが、河川利用指針(ガイドライン)である。好ましい利用、好ましくない利用の例示、縮小の目安、問題の処理方法など 流域委員会で提示した「川らしい川」の観点から、占用計画を判断できる内容に整理したものが基本理念、ガイドライン 川に活かされた利用、川でないと出来ない利用と言う点でグラウンド等は縮小を基本とする	好ましくない利用を、10年、20年のスパンで、どの程度縮小を行っていく目安を作ることが必要である。			
	「川でなければ出来ない利用・川に活かされた利用」の観点	許可する部分について、「川でなければ出来ない利用・川に活かされた利用」の観点から利用の形態を見直し、本来河川敷以外で利用する施設については縮小することを基本と考える。	河川保全利用委員会は独立した組織であるので「川でなければ出来ない利用」の整理が必要である。	望ましい河川利用について、野洲川を事例に確認していく		
	進め方の整理	理念を作る予定であったが、すぐに作るのには難しい。淀川全体の理念を参考に各河川ごとに理念を考える。 理念からガイドラインを作ると言う考えと、理念を考えながらガイドラインも作る同時並行的な進め方をする 理念的なものをキッチリ作らず、ある程度のガイドラインをつくりモデルケースで理念、ガイドラインを充実させていく方法を採用する 第6回で理念の答申までは行かない。理念とガイドラインが平行して作られることでも良いのではないかと	現状の占用許可の内容を文章化して大枠を見ることで理念・ガイドラインの審議の参考にすることが必要	審査対象でなくサンプル事例としてグラウンダー滑降場を検討する。		
	基本理念の整理	委員会規約第3条では、「基本理念」を検討し提案するとあるが整理が出来てない	基本理念は、河川ごとの特性に合った基本理念が必要と言う意見と、河川ごとに設けるのは困難と言う意見があり、合意しておく必要がある。 淀川全体の理念と淀川の一部である「琵琶湖河川」の理念。さらに河川ごとの理念という考え方を取るのか、河川ごとだけでよいのか？ 基礎案を本委員会の基本的理念とするなら合意が必要である。	ケーススタディーをしながら理念とガイドラインを作っていく。		
個々の河川で理念で考える項目	淀川流域委員会の考え方を参考に方向性を確認して個々の河川の話をする形で進める。(第4回で流域委員会の資料について委員から意見を求めた)	(川崎委員試案) 都市の規制の経験から、理念の条文を並べるよりも、利用方法の「質」の面で議論してはどうか ポテンシャルの高いはどこかを考え区分してはどうか ・景観・利用面で水際部分が高いので、水際から何メートルの範囲は規制をかけてはどうか 公園の質は、地形・植生と言う本来持ったものを活かし、子供からお年寄りまでが使える公園を目指してはどうか ・グラウンドだけが利用ではないので質を変更したい 川の中で、文化遺産個所、歴史的に保存する個所があれば保存する考えを組み込む 川より内陸側は、人の利用と自然共生を考え運動公園を考える		第4回議事録から抜粋		
ガイドラインの整理	基本理念として河川整備計画の中で示されたものが水系全体としての理念としてある。ただ、河川ごとにその形態や特徴が若干異なるので、全体としての基本理念をその河川に則したものにブレークダウンしたものが、その河川ごとの基本理念ではないかと考えています。ガイドラインは、それをさらに具体的にどうするかを示したものです。	個々の河川の特徴を考えたものがガイドラインであり、承認が必要である				
関連事項	平成11年に全面改正の「河川敷地占用許可準則」の占用許可施設に関する条項の運用	準則は、法ではないがこの委員会では変更は出来ない。河川毎に審査の標準を少し変えることで、河川敷で利用する施設についての縮小を考える。				
	ゾーニングの考え方	ゾーニングの考え方は導入は、多摩川や淀川での事例はあるが、開発のためのゾーニングとなった面もありやらない方向である。				
	「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づいて整備された、野洲川河川敷にある公園	今回作成する「基本理念」、「ガイドライン」で望ましい河川として再チェックをする 利用者からは喜ばれている部分もあるが、若干作りすぎたので少し見直していくべきではないか	整備の完了してない区間は、委員会の意見を反映させることが必要である。			
	審議の資料等の要望事項		議論の根拠となる資料の提出を願いたい ・1960年代の野洲川の状況があると議論がしやすい ・各河川の河川史、地形図など歴史的な資料や過去の航空写真を元に審議をしたい ・水辺の国勢調査の原本から貴重種を見たい ・基本理念を議論するのに川の特性(自然、生物、生態系…)が欲しい			

- (1) 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)規約  
第3条(委員会の役割) 委員会は、以下に掲げる項目に関して検討し、河川管理者に意見の提案及び助言する。  
(1)国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所(以下、「事務所」という)が管理をしている各河川における主として河川に対する保全及び利用の基本理念  
(2)基本理念に基づいて事務所が作成する「申請のガイドライン」  
(3)河川における公園等面的占用の事前協議申請に関する事務所からの諮問  
(4)その他、委員会が必要と認めた河川に係る保全、利用等に関する事

# 野洲川占用施設一覧

H17.6.24第5回委員会  
資料 - 3

地点番号	件名	許可受け者	場所		占用面積(m2)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設
	野洲川小浜河川公園	守山市	守山市小浜地先	右岸	17,268.6	平成16年4月1日～平成18年3月31日	17年度	多目的広場 2面
	野洲川改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	23,097.0	平成13年4月1日～平成18年3月31日	17年度	ゲートボール場 7面 サッカー場 1面 グラウンドゴルフ場 1面
	野洲川川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.4	平成16年4月1日～平成18年3月31日	17年度	多目的広場 2面 緑地広場 1面 グラウンドゴルフ 1面
	野洲川ふれあい広場	野洲町、守山市連名	野洲郡野洲町大字野洲字坂田地先付近	左岸	57,461.7	平成14年8月9日～平成21年9月30日	21年度	せせらぎ広場 ホテル広場 イベント広場 自由広場
	野洲川立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏川原付近	左岸	92,641.4	平成13年1月16日～平成20年3月31日	19年度	多目的広場 1面 グラウンド 1面 (少年ソフトボール場兼用) バスケットコート 1面 野外ステージ 1面
	野洲川河川公園	野洲町	野洲郡野洲町大字野洲地先付近	右岸	138,388.4	平成10年4月1日～平成20年3月31日	19年度	健康広場 自由広場 中央広場 陸上競技場 グラウンドゴルフ場 芝生広場 ゲートボール場 バレーテニス兼用コート 1面 テニスコート 7面
	野洲川運動公園	栗東市	栗東市出庭字外川原付近	左岸	36,694.4	平成15年1月6日～平成17年3月31日	16年度 単純更新の 審査中	グラウンドゴルフ バターゴルフ テニス 4面 野球場 3面

【 野洲川小浜河川公園（守山市） 】

河川名	一級河川淀川水系野洲川	場所	守山市小浜町地先
許可受け人	守山市		右岸 1.2km付近～1.5km付近
占用目的	公園	その他、参考となる事項	
占用許可(当初)			
占用期間	平成16年4月1日～平成18年3月31日		
河川法許可(直近)	平成16年3月31日(改築)		
占用面積	17268.6㎡		
<b>現在の施設状況</b>		<b>(現況写真)</b>	
園路			
広場	多目的広場 2面		
運動施設			
休養施設	テーブル、ベンチなど		
修景施設	芝生、植栽		
便益施設			
遊具施設			
管理施設			

【 野洲川改修記念公園（守山市） 】

河川名	一級河川淀川水系野洲川	場所	守山市笠原町地先(野洲川南流側帯)
許可受け人	守山市		左岸 3.8km付近
占用目的	公園	その他、参考となる事項	
占用許可(当初)		・施設はすべて南流側帯に位置し、高水敷にはなし。	
占用期間	平成13年4月1日～平成18年3月31日		
河川法許可(直近)	平成13年6月11日(改築)		
占用面積	23097.01㎡		
<b>現在の施設状況</b>		<b>(現況写真)</b>	
園路			
広場			
運動施設	サッカー場 1面 ゲートボール場 7面 グランドゴルフ 1面		
休養施設	テーブル、イス、ベンチ、など		
修景施設	芝生、花壇、植栽、砂場		
便益施設	トイレなど		
遊具施設			
管理施設	くず入れ、吸い殻入れ、階段、坂路など		

【 野洲川川田河川公園（守山市） 】

河川名	一級河川淀川水系野洲川	場所	守山市川田町地先
許可受け人	守山市		左岸 5.3km付近～5.9km付近
占用目的	公園	その他、参考となる事項	
占用許可(当初)			
占用期間	平成16年4月1日～平成18年3月31日		
河川法許可(直近)	平成16年12月21日(改築)		
占用面積	34152.4㎡		
<b>現在の施設状況</b>		<b>(現況写真)</b>	
園路			
広場	3面		
運動施設	グランドゴルフ 1面		
休養施設	テーブル、イス、ベンチ、など		
修景施設	芝生、植栽		
便益施設	トイレなど		
遊具施設			
管理施設	くず入れ、吸い殻入れ、階段、坂路など		

【 野洲川ふれあい広場（野洲町、守山市） 】

河川名	一級河川淀川水系野洲川	場所	野洲郡野洲町大字野洲字坂田地先～守山市小島町字橋本地先
許可受け人	野洲町、守山市		左岸 6.8km+50m～8.4km+50m
占用目的	公園	その他、参考となる事項	
占用許可(当初)			
占用期間	平成14年8月9日～平成21年9月30日		
河川法許可(直近)	平成14年8月9日(改築)		
占用面積	57461.66㎡		
<b>現在の施設状況</b>		(現況写真)	
園路			
広場	広場 4面 水路(せせらぎ水路) 1本		
運動施設			
休養施設	テーブル、イス、ベンチ、など		
修景施設	芝生、花壇、植栽、砂場		
便益施設	トイレなど		
遊具施設			
管理施設	階段、坂路など		

【 野洲川立入河川公園（守山市） 】

河川名	一級河川淀川水系野洲川	場所	守山市吉身五丁目字裏川原489-1～立入町川原306	
許可受け人	守山市		左岸 8.4km～9.6km+90m	
占用目的	公園	その他、参考となる事項		
占用許可(当初)				
占用期間	平成13年1月16日～平成20年3月31日			
河川法許可(直近)	平成13年10月3日(改築)			
占用面積	92641.37㎡			
<b>現在の施設状況</b>		<b>(現況写真)</b>		
園路				
広場	1箇所			
運動施設	少年ソフトボール兼用グラウンド			1箇所
	バスケットコート			1面
	グラウンドゴルフ			1面
休養施設	テーブル、イス、ベンチ、野外卓 など			
修景施設	芝生、花壇、植栽			
便益施設	便所			
遊具施設				
管理施設	くず入れ、吸い殻入れ、階段、坂路など			

【 野洲川河川公園（野洲町） 】

河川名	一級河川淀川水系野洲川	場所	野洲郡野洲町大字野洲地先から野洲郡やス長大字三上地先まで
許可受け人	野洲町		右岸 8.2km+54m ~ 10.4km+150m
占用目的	公園	その他、参考となる事項	
占用許可(当初)			
占用期間	平成10年4月1日 ~ 平成20年3月31日		
河川法許可(直近)	平成11年2月24日(改築)		
占用面積	138388.4㎡		
現在の施設状況			
園路			
広場	4箇所		
運動施設	陸上競技場 1箇所 グラウンドゴルフ 1面 テニスコート 7面 バレーテニス兼用コート 1箇所		
休養施設	テーブル、イス、ベンチ、野外卓 など		
修景施設	芝生、花壇、植栽、砂場		
便益施設	便所		
遊具施設	遊具 砂場		
管理施設	くず入れ、吸い殻入れ、階段、坂路など		

【 野洲川運動公園（栗東市） 】

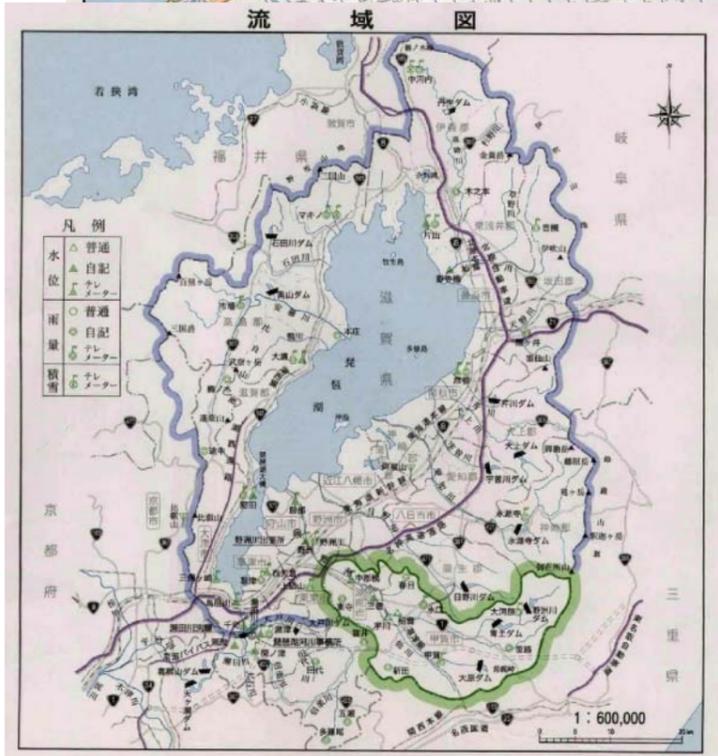
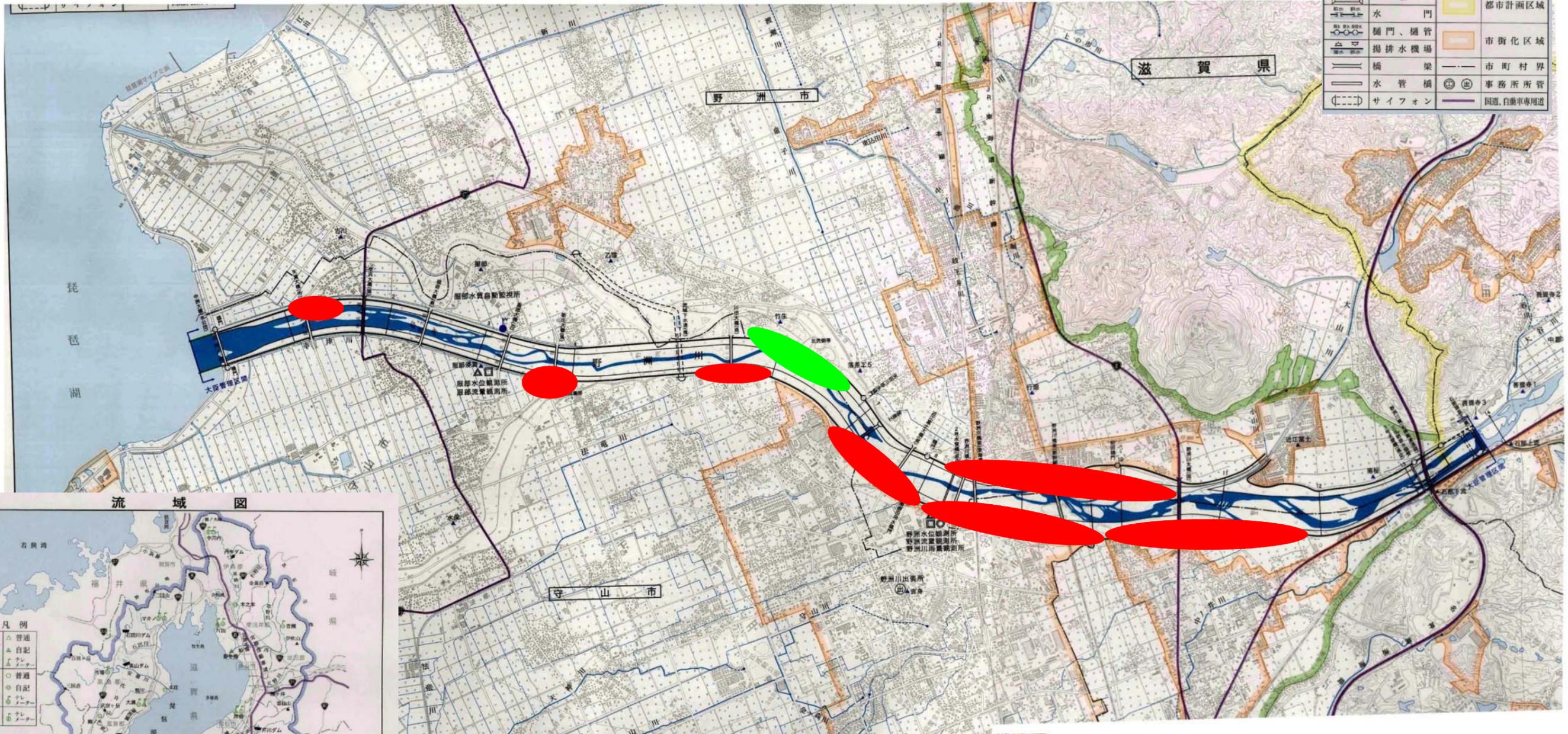
河川名	一級河川淀川水系野洲川	場所	栗東市出庭字外川原1727-128地先から1727-1地先まで
許可受け人	栗東市		左岸 9.69km ~ 11.182km
占用目的	公園	その他、参考となる事項	
占用許可(当初)	昭和48年11月1日 滋賀県指令草土土第2680号		
占用期間	平成12年4月1日～平成17年3月31日		
河川法許可(直近)	平成15年1月6日(改築)		
占用面積	36694.36㎡		
現在の施設状況			
園路		(現況写真)	
広場	6箇所		
運動施設	陸上競技場 1箇所 ソフトボール場 3面 テニスコート 4面 ローンプレイフィールド 1箇所 グラウンドゴルフ 2面		
休養施設	テーブル、イス、ベンチ、野外卓 など		
修景施設	芝生、花壇、植栽、砂場		
便益施設	便所 8台 水飲み場 3基 スロープ台		
遊具施設	遊具 13基 砂場 1箇所		
管理施設	くず入れ、吸い殻入れ、階段、坂路 管理事務所、倉庫 など		

# 野洲川公園配置図

H17.6.24第5回委員会

資料 - 4

凡	例
	河川
	堤防
	低水路法線
	床止め
	堰
	水門
	水管橋
	サイフォン
	水位観測所
	流量観測所
	雨量観測所
	地下水観測所
	水質観測所
	テレメーター
	氾濫防御区域
	都市計画区域
	市街化区域
	市町村界
	事務所所管
	国道、自動車専用道



凡例  
 : 既往許可施設  
 : 新規申請施設